

# 上水道施設修理待機業務 仕様書

(目的)

第1条 上水道施設修理待機業務(以下「業務」という。)は、漏水などによる2次災害および有収率低下の防止を目的とし、年間を通じ昼夜間の修理体制を確立させ迅速な漏水等の修理(以下「漏水等の修理」という。)を行うものである。本仕様書は受託者が業務の履行を円滑かつ適正に行えるよう定めたものである。

(契約期間等)

第2条

契約期間

開始日：契約締結日

終了日：令和11年6月30日

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

履行期間

開始日：令和8年7月1日

終了日：令和11年6月30日

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

なお、契約締結日から令和8年6月30日までは準備期間とし、無償とする。

(業務の範囲)

第3条 受託者が行う業務の範囲は、委託者の指示のもと漏水等の修理を行うものとする。

なお、漏水等の修理範囲は、配水本管、給水管、給水装置、その他の付属施設及び奈良県広域水道企業団(以下「委託者」という。)が指示するものとする。実施に当たっては、委託者の指示のもと本仕様書に基づいて行うこと。ただし、委託者が特別の事情があると認めるときは、受託者以外の者に漏水等の修理を行わせることができるものとする。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。受託者でなくなった後もまた同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止等)

第5条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(履行場所)

第6条 受託者が業務を行う区域は、奈良県広域水道企業団香芝事務所給水区域内他とする。

(業務)

第7条 受託者は、漏水等の修理に従事する者(以下「従事者」という。)が常時待機できるよう人員配置を行うこと。また、複数の漏水が発生しても迅速な対応ができるように配慮し、次の各号に定めることを遵守した上で、業務を行わなければならない。

(1) 従事者は委託者からの指示から1時間以内に現地を確認し、修理の可否及び方法を判断し、状況に応じた適切な人員・材料・機械器具・交通整理員等を手配及び準備し、責任を持って修理を行わなければならない。(委託者が同行する場合であっても、職員は指導、監督するためのもので、漏水等の修理の補助を行うものではない。)

(2) 漏水等の修理については、委託者の指示がある場合を除き、当日内に速やかに遂行しなければな

らない。

なお、正当な事由により当日内に遂行できないときは、直ちにその旨を委託者に報告し、指示を受けなければならない。

- (3) 本管漏水等大規模な事故の場合は、委託者職員到着までの間、2次災害を防止すべく地元調整、交通安全整理、進入防止等の初期活動を行わなければならない。
- (4) 従事者は、漏水等の修理に精通しており、漏水等の修理の可否及び方法を自ら判断でき、必要な知識及び技能を修得している者でなければならない。
- (5) 受託者は、あらかじめ本業務に従事させる者と所属会社の雇用関係を明らかにする書類を提出しなければならない。また、新規の者が従事する場合も同様である。更に受託者は従事日の責任者連絡先を記した待機当番表を作成し、当月分を前月末までに委託者に提出するものとする。
- (6) 漏水等の修理に使用する材料は、原則的に受託者が責任をもって準備するものとする。ただし、指示がある場合は委託者が所有する材料を使用するものとする。
- (7) 修理が完了したときは、その都度速やかに修理工事完了報告書及び工事写真を提出すること。写真については、修理箇所及び位置を特定できるよう周辺の構造物を含めて撮影すること。
- (8) 従事者は、業務記録など業務の履行及び確認、引継ぎに必要な書類を常に整理し、委託者が求める場合は速やかに提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 受託者は、次の各号に定めることを遵守し、業務を行わなければならない。

- (1) 従事者は、「奈良県広域水道企業団給水装置工事施行基準」、「奈良県広域水道企業団基準仕様」や委託者からの指示等に基づき誠実に行わなければならない。
- (2) 従事者は、断水及び公道掘削等を伴うときは、速やかに委託者に連絡し、その指示に従い地元調整を行い、地下埋設物に留意して修理しなければならない。  
なお、バルブ操作等については、委託者の指示がある時以外は操作しないこと。  
ただし、緊急を要する場合については、この限りではない。  
また、道路復旧については、土砂の入替及び埋設標識シートを敷いて十分な転圧を行い、舗装補修材等にて、在来路面等と凹凸のないよう直ちに復旧を行うこと。
- (3) 道路上での作業は、標識、バリケード、照明等で十分な安全対策を講じること。
- (4) 作業後に、道路及び宅地内に土砂等の汚れが残らないように清掃を行い、給水管の場合は位置がわかるよう明示ピンの設置等も行うこと。また、修理により周辺の構造物、設置物等を破損、紛失した場合は直ちに原状に復旧すること。
- (5) 従事者は、市民に対しては、親切・丁寧に対応すること。  
なお、従事者において、市民に不信を持たせる言動、態度があった場合及び職員の指示に従わない場合に委託者は、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- (6) 受託者は、何時においても委託者と連絡が取れるようあらかじめ緊急連絡先を届出すること。
- (7) 受託者は、業務に必要な機械器具及び主要材料等を具備すること。
- (8) 受託者は、業務の履行に当たっては、受託者全員が相互に連帯し責を負うものとする。
- (9) 受託者は、虚偽の報告をしてはならない。

(報告義務)

第9条 漏水等の修理中において、従事者は以下の事例を発見したときは、必ず報告すること。

- (1) 井戸、河川その他の水源と給・配水管とを直結している場合。
- (2) 料金を免れるための不正な工事を行っている場合。
- (3) その他関係法令等に違反している場合。

(修理負担区分)

第10条 受託者は、漏水等の修理について、委託者負担修理費用分（メーター1次側）、使用者負担修理費用分（メーター2次側）の区分を、委託者に確認し、住民とのトラブルのないようにしなければならない。

(責任補修)

第11条 受託者は、漏水等の修理完了後2年以内に発生した故障については、無償で補修すること。ただし、天災地変等の不可抗力及び使用者側の故意又は過失による場合で、委託者が認めたときは、この限りでない。

(賠償責任)

第12条 受託者は、本仕様書の規定違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託料及び支払い)

第13条 待機に係る委託料の請求及び支払い方法については、委託者と受託者で協議して定める。漏水等の修理に要した費用は、土木工事实務設計単価表（奈良県土マネジメント部）及び水道事業実務必携、工事材料については建設物価（(財)建設物価調査会）、積算資料（(財)経済調査会）及びカタログ価格を参考に別途積算し、委託者が検査を行った後、当該月ごとに受託者の請求に基づき、支払うものとする。なお、諸経費率については0.60とする。

ただし、待機中の簡単な作業（漏水の調査のための出向や路面の調査等の軽作業）や簡単な修理（委託者が従事者だけで行えると判断した修理）の人件費については、待機に係る委託料に含まれるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第14条 履行期間開始日の属する年度以降に係る予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、委託者は当該契約を変更し、又は解除することができる。

2 受託者は、前項の規定により契約の変更又は解除により損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(再委託の禁止)

第15条 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

(相互協力)

第16条 受託者は、相互で連絡調整し、応援を求める等、漏水等の修理に必要な人員、及び機械、器具、材料等を確保し、業務に支障のないようにしなければならない。

(災害時等の対応)

第17条 受託者は、災害発生時等には、速やかに委託者の指示に従い業務に就かなければならない。

(規定外の事項)

第18条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定めるものとする。